

平成30年知立市議会12月定例会付議案件一覧表

(議会資料)

平成30年11月26日

議案番号	報告第10号
議案名	平成30年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算(第1号)
概要	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成30年度の知立市土地開発公社の事業計画変更及び補正予算(第1号)を報告するもの</p> <p>変更内容</p> <p>次の用地の処分予定の追加</p> <p>都市計画道路知立環状線事業用地 74.74㎡</p> <p>次の用地の取得予定の変更</p> <p>都市計画道路八橋東西線事業用地 1,576㎡(変更後取得面積 3,235㎡)</p>
議案番号	報告第11号
議案名	専決処分の報告について(道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解)
概要	<p>1 損害賠償の額 金3,311円</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 発生日時 平成30年9月5日 午後7時00分頃</p> <p>(2) 発生場所 知立市堀切3丁目106番地先 市道上</p> <p>(3) 経過 自転車を押して徒歩で踏切を渡り終えた相手方が、市道を横断しようとして自転車の方向転換をした際に、自転車の後輪が蓋のない側溝に落下し、損傷したもの。</p> <p>3 相手方の損害の程度 自転車後輪のタイヤ及びチューブの破損 金4,730円</p> <p>4 過失割合 知立市70パーセント 相手方30パーセント</p> <p>5 和解の内容</p> <p>(1) 市は、相手方に対し、市の責任額金3,311円を支払う。</p> <p>(2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。</p> <p>6 専決年月日 平成30年10月26日</p>

議案番号	報告第12号
議案名	専決処分の報告について（人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
概要	<p>1 損害賠償の額 金13,190円</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 発生日時 平成30年4月26日 午後4時50分頃</p> <p>(2) 発生場所 知立市鳥居二丁目5番地1 東八鳥公園内</p> <p>(3) 経過 東八鳥公園内に市が設置した健康遊具の吊り輪に相手方がぶら下がって遊んでいたところ、接合部の部材が経年劣化により摩耗していたことから、吊り輪が抜け落ち、相手方が落下して、負傷したもの。</p> <p>3 相手方の損害の程度 左肘の擦過傷及び右足首の打撲</p> <p>4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント</p> <p>5 和解の内容</p> <p>(1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。</p> <p>(2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。</p> <p>6 専決年月日 平成30年11月16日</p>
議案番号	同意第6号
議案名	知立市教育委員会委員の任命について
概要	知立市教育委員会委員の任期満了（平成30年12月19日）に伴う委員の任命 竹内 博之 氏の任命
議案番号	同意第7号
議案名	知立市教育委員会委員の任命について
概要	知立市教育委員会委員の任期満了（平成30年12月19日）に伴う委員の任命 太田 佐帆子 氏の任命
議案番号	諮問第2号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の任期満了（平成31年3月31日）に伴うもの 高木 洋子 氏の推薦

議案番号	諮問第3号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の任期満了（平成31年3月31日）に伴うもの 高橋 敦子 氏の推薦
議案番号	議案第59号
議案名	第3次知立市男女共同参画プランの策定について
概要	第3次知立市男女共同参画プランを策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるもの
議案番号	議案第60号
議案名	知立市新水道ビジョンの策定について
概要	知立市新水道ビジョンを策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるもの
議案番号	議案第61号
議案名	知立市事務分掌条例の一部を改正する条例
概要	行政組織の一部を改組するもの 1 改正内容 企画部の分掌する事務に「企業立地の推進に関する事項」を加えるもの 2 施行期日 平成31年4月1日

議案番号	議案第62号
議案名	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>平成30年の人事院勧告に鑑み、知立市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成30年12月の期末手当の支給月数（第1条関係） 1. 725月→1. 775月（+0. 05月）</p> <p>(2) 平成31年6月及び12月の期末手当の支給月数（第2条関係） 6月 1. 575月→1. 675月（+0. 1月） 12月 1. 775月→1. 675月（△0. 1月）</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（平成30年4月1日適用）（第1条関係） (2) 平成31年4月1日（第2条関係）</p>
議案番号	議案第63号
議案名	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>平成30年の人事院勧告に鑑み、知立市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成30年12月の期末手当の支給月数（第1条関係） 1. 725月→1. 775月（+0. 05月）</p> <p>(2) 平成31年6月及び12月の期末手当の支給月数（第2条関係） 6月 1. 575月→1. 675月（+0. 1月） 12月 1. 775月→1. 675月（△0. 1月）</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（平成30年4月1日適用）（第1条関係） (2) 平成31年4月1日（第2条関係）</p>

議案番号	議案第64号																				
議案名	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例																				
概要	平成30年の人事院勧告に鑑み、職員の給料及び勤勉手当の額を引き上げ、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するもの																				
	1 改正内容																				
	(1) 第1条による改正																				
	ア 勤勉手当の支給割合の引上げ																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成30年6月</td> <td>0.9月分</td> <td>0.9月分</td> </tr> <tr> <td>以外の職員</td> <td>平成30年12月</td> <td>0.9月分</td> <td>0.95月分 (+0.05月分)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成30年6月</td> <td>0.425月分</td> <td>0.425月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年12月</td> <td>0.425月分</td> <td>0.475月分 (+0.05月分)</td> </tr> </tbody> </table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	平成30年6月	0.9月分	0.9月分	以外の職員	平成30年12月	0.9月分	0.95月分 (+0.05月分)	再任用職員	平成30年6月	0.425月分	0.425月分		平成30年12月	0.425月分	0.475月分 (+0.05月分)
		支給時期	改正前	改正後																	
	再任用職員	平成30年6月	0.9月分	0.9月分																	
	以外の職員	平成30年12月	0.9月分	0.95月分 (+0.05月分)																	
	再任用職員	平成30年6月	0.425月分	0.425月分																	
		平成30年12月	0.425月分	0.475月分 (+0.05月分)																	
イ 給料月額の上上げ (平均改定率+0.2%)																					
(2) 第2条による改正																					
ア 期末手当の支給割合が均等になるよう配分																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成31年6月</td> <td>1.225月分</td> <td>1.3月分 (+0.075月分)</td> </tr> <tr> <td>以外の職員</td> <td>平成31年12月</td> <td>1.375月分</td> <td>1.3月分 (△0.075月分)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成31年6月</td> <td>0.65月分</td> <td>0.725月分 (+0.075月分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成31年12月</td> <td>0.8月分</td> <td>0.725月分 (△0.075月分)</td> </tr> </tbody> </table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	平成31年6月	1.225月分	1.3月分 (+0.075月分)	以外の職員	平成31年12月	1.375月分	1.3月分 (△0.075月分)	再任用職員	平成31年6月	0.65月分	0.725月分 (+0.075月分)		平成31年12月	0.8月分	0.725月分 (△0.075月分)	
	支給時期	改正前	改正後																		
再任用職員	平成31年6月	1.225月分	1.3月分 (+0.075月分)																		
以外の職員	平成31年12月	1.375月分	1.3月分 (△0.075月分)																		
再任用職員	平成31年6月	0.65月分	0.725月分 (+0.075月分)																		
	平成31年12月	0.8月分	0.725月分 (△0.075月分)																		
イ 勤勉手当の支給割合の引上げ																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成31年6月</td> <td>0.9月分</td> <td>0.925月分 (+0.025月分)</td> </tr> <tr> <td>以外の職員</td> <td>平成31年12月</td> <td>0.95月分</td> <td>0.925月分 (△0.025月分)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>平成31年6月</td> <td>0.425月分</td> <td>0.45月分 (+0.025月分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成31年12月</td> <td>0.475月分</td> <td>0.45月分 (△0.025月分)</td> </tr> </tbody> </table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	平成31年6月	0.9月分	0.925月分 (+0.025月分)	以外の職員	平成31年12月	0.95月分	0.925月分 (△0.025月分)	再任用職員	平成31年6月	0.425月分	0.45月分 (+0.025月分)		平成31年12月	0.475月分	0.45月分 (△0.025月分)	
	支給時期	改正前	改正後																		
再任用職員	平成31年6月	0.9月分	0.925月分 (+0.025月分)																		
以外の職員	平成31年12月	0.95月分	0.925月分 (△0.025月分)																		
再任用職員	平成31年6月	0.425月分	0.45月分 (+0.025月分)																		
	平成31年12月	0.475月分	0.45月分 (△0.025月分)																		
2 施行期日																					
(1) 第1条による改正 公布の日 (平成30年4月1日から適用)																					
(2) 第2条による改正 平成31年4月1日																					

議案番号	議案第65号
議案名	知立市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>公職選挙法の一部改正により、平成31年3月1日以後に告示される地方議会の議員の選挙においてビラの頒布が解禁されるとともに、条例で定めるところにより、当該ビラを公費負担により作成することができることとされたことに伴い、ビラの作成の公営の対象となる選挙に議会の議員の選挙を加えるほか、所要の規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成31年3月1日</p>
議案番号	議案第66号
議案名	知立市手話言語条例
概要	<p>1 制定内容</p> <p>手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の理解等の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的にこれらの施策を推進し、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、本市における手話の理解等の促進の基本となる条例を制定するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>
議案番号	議案第67号
議案名	知立市基金条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>資金運用基金に知立市一般旅券収入印紙購入基金を加えるもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

議案番号	議案第68号
議案名	知立市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項の規定により、水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領及び損害賠償の額の決定で議会の議決を要することとしているものの範囲について、従来10万円以上としていたものを、50万円以上へ引き上げるもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>
議案番号	議案第69号
議案名	知立市下水道事業の設置等に関する条例
概要	<p>1 制定内容</p> <p>(1) 本市の下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、その会計方式を企業会計方式とするもの</p> <p>(2) 財務規定等の適用に伴い必要となる次の事項を定めるもの</p> <p>ア 予算で定めなければならない資産の取得及び処分に関すること。</p> <p>イ 議会の同意を要する賠償責任の免除に関すること。</p> <p>ウ 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関すること。</p> <p>エ 業務状況説明書類の作成に関すること。</p> <p>オ 下水道事業の会計事務のうち会計管理者に行わせるものに関すること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>3 他の条例の廃止</p> <p>附則において知立市公共下水道事業特別会計設置に関する条例を廃止する。</p>
議案番号	議案第70号
議案名	知立市文化会館の指定管理者の指定について
概要	<p>知立市文化会館の指定管理者として、次のように指定するもの</p> <p>1 指定管理者 知立市上重原町間瀬口116番地 一般財団法人ちりゅう芸術創造協会 理事長 加藤 達</p> <p>2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>

議案番号	議案第71号
議案名	平成30年度知立市一般会計補正予算(第4号)
概要	<p>1 今回補正額 82,096千円(補正後総額 23,961,156千円)</p> <p>2 予算の概要 別添「平成30年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第72号から議案第75号まで
議案名	平成30年度知立市特別会計補正予算
概要	<p>国民健康保険(第2号)、公共下水道事業(第2号)、介護保険(第2号)及び後期高齢者医療(第2号)の4会計</p> <p>別添「平成30年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第76号
議案名	平成30年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)
概要	別添「平成30年度12月補正予算概要」参照